

令和 5 年度

男女共同参画の推進に関する年次報告書

宇都宮市

男女共同参画の推進に関する年次報告について

宇都宮市男女共同参画推進条例 第15条（年次報告）において、「市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。」と定められていることから、市の施策情報を積極的に公表し、広く市民に男女共同参画に関する理解と施策について協力を求めるため、「男女共同参画行動計画」の進捗状況を報告するものです。

本書においては、「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」に掲げた3つの基本目標ごとに、令和5年度の施策の取組状況についてまとめたものです。

目 次

第1部「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」の概要	1
第2部「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」の取組状況	8
1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透	8
施策の方向1 固定的性別役割分担意識の解消や慣行の見直し	8
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実	8
2 基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進	11
施策の方向3 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進	11
施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進	12
施策の方向5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	13
3 基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり	16
施策の方向6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	16
施策の方向7 困難を抱える女性への支援	17
施策の方向8 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援	17
4 ◆計画全体のまとめ	20
参考資料	
・ 宇都宮市男女共同参画推進条例	21
・ 宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則	26

◆第1部「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」の概要

固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組や女性を取り巻く様々な課題への対応

本市では、男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成15年度に「宇都宮市男女共同参画推進条例」を制定し、この基本理念のもと、4次にわたる「男女共同参画行動計画」において、男女共同参画意識の醸成や雇用の場における女性活躍の推進、配偶者からの暴力対策など、様々な施策を総合的に推進してきました。

第5次となる行動計画では、これまで進めてきた取組を土台として、依然として根強く残る固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた対応をはじめ、女性の経済的自立に向けた就労支援や、様々な分野における女性活躍の推進、男性の家庭参画促進や多様な性への理解促進、更には不安や困難な問題を抱える女性への支援などの、様々な課題に対して取り組んでいく必要があります。

こうしたことから、本市が目指すSDGsの達成や、スーパースマートシティを構成する「地域共生社会」などの構築に向け、男女が共に活躍できる社会を実現するため、「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画施策を総合的かつ一体的に推進してまいります。

計画の期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

基本理念

宇都宮市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念を、本計画の基本理念とします。

- ① 男女の個人としての尊厳の尊重
- ② 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択
- ③ 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- ④ 家庭生活における活動と他の活動との両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ⑥ 国際社会における動向の留意と協調

目指すべき姿

多様な価値観が尊重され、

人と人とのつながりを大切にし、誰もが活躍できる社会

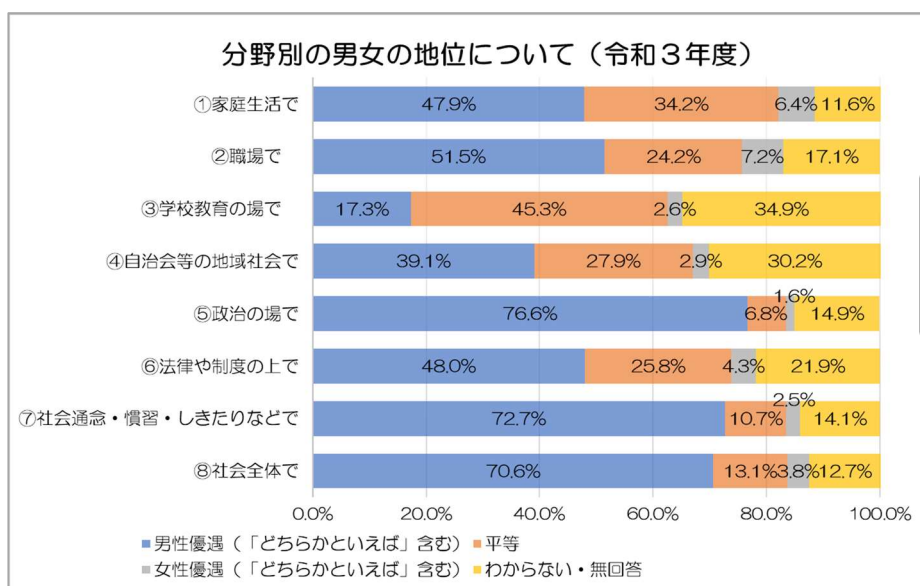
人生100年時代を迎え、一人ひとりの人生が多様化する中、あらゆる人が互いの価値観を尊重し合い、人と人とのつながりを大切にしながら、性別に関わらず誰もがさまざまな分野で活躍できる社会を目指すもの

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

「男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透」に向けては、固定的性別役割分担意識に捉われず、一人ひとりが正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を持ちながら、行動する社会を目指すことが大切です。

このため、働き方や暮らし方の根底にある固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消、慣行の見直しに向け、世代や活動の場に応じたきめ細やかな啓発等の取組を推進します。

また、男女共同参画意識を醸成するためには、子どもの頃から学習することや有意義な情報を得ることが重要であることから、幼少期から学ぶ機会の提供や、市民への様々な媒体を活用した情報発信を通じて男女共同参画意識を醸成する取組を推進します。



出典) 宇都宮市

「学校教育の場」での平等感は進んでいますが、その他の場においては、「男性優遇」と感じる市民が多いことが分かります。



具体的な推進事業

施策の方向1 固定的性別役割分担意識の解消や慣行の見直し

■ 世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消

・固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、世代に応じた啓発を実施します。

■ 活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消 【重点施策】

- ・企業において、女性活躍や男性の育児休業取得促進などに向けた男女共同参画意識を醸成するため、セミナー等を実施します。
- ・地域において、男女共同参画や女性参画に向けた意識を醸成するため、女性活躍の事例集等を活用した啓発を実施します。

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実

■ 若年層における男女共同参画の教育の推進

・小・中・高・大学生等への男女共同参画をテーマとした出前講座や、小・中学生へのキャリア教育を実施します。

■ 男女共同参画の学習機会の充実

・男女共同参画推進団体と協働で運営を行う、市民企画講座を実施します。

■ 男女共同参画についての広報・啓発活動

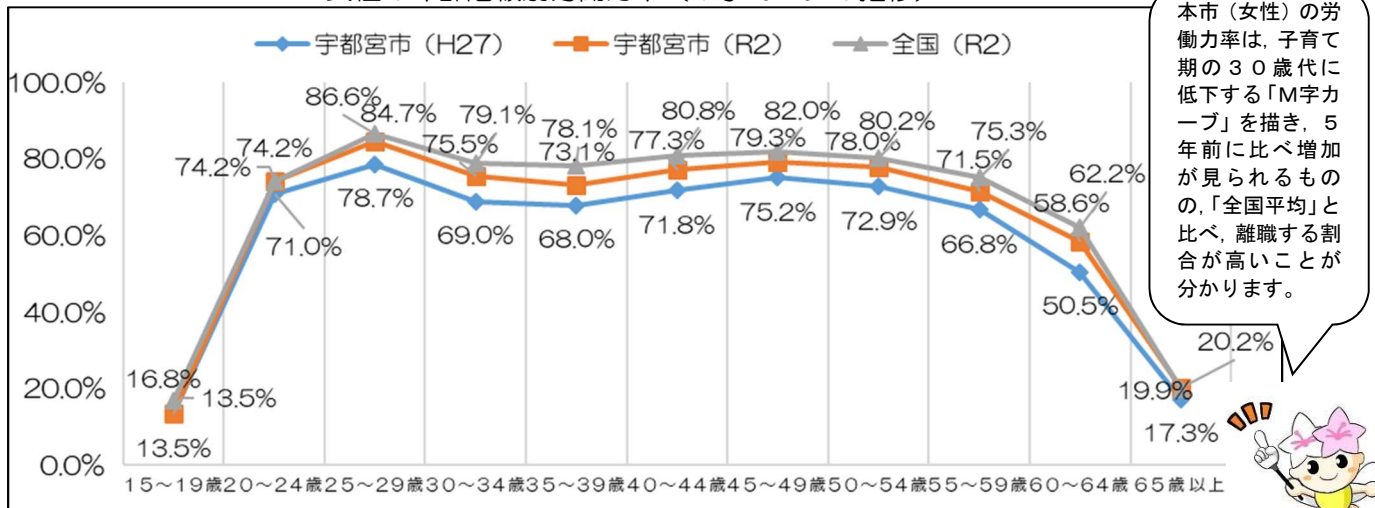
II さまざまな分野における男女共同参画の推進

「さまざまな分野における男女共同参画の推進」に向けては、誰もが自らの希望に沿って、仕事や家庭生活、地域活動などさまざまな分野に参画し、個々の能力を發揮しながら活躍できる社会を目指すことが大切です。

このため、働き続けることを希望する女性が働き続けられ、雇用の場において活躍できるよう、女性の経済的自立に向けた人材育成や就労支援、保育・介護サービスなど両立支援の充実を図るとともに、能力を發揮し活躍できる職場環境の整備促進、男性の家庭参画も含めたワーク・ライフ・バランスの取組を推進するほか、地域社会が抱える課題の解決には、男女双方の視点を踏まえた対応が不可欠であることから、男女ともに様々な活動への参加を促進し、地域・社会における男女共同参画を推進します。

また、政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、審議会等への女性の登用促進や、企業・地域に対し女性役員登用の意義等について周知啓発を行います。

女性の年齢階級別労働力率（M字カーブの推移）



出典) 令和2年国勢調査

具体的な推進事業

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

■女性の活躍に向けた人材育成・就労支援【重点施策】

・女性のキャリア形成支援に繋がる講座の開催や女性のデジタルスキル習得・就労支援事業を実施します。

■仕事と子育てや介護等との両立支援

・保育所や認定子ども園の整備促進、仕事と子育て家庭のインターンシップ事業を実施します。

■働きやすい職場環境整備に向けた支援

・働きやすい職場環境整備を促進するため中小企業等を支援します。

■男性の家庭参画の促進【重点施策】

・企業における男性の育児休業取得を促進するため、啓発講座等を実施します。

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

■女性のチャレンジへの支援

・女性の起業講座や就職マッチング事業、学び直しの支援事業を実施します。

■地域における男女共同参画の推進【重点施策】

・防災活動などの地域活動における男女共同参画の推進や、地域の女性団体の活躍に向けた支援を行います。

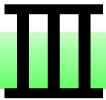
施策の方向5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

■市の政策・方針決定過程における女性の登用促進【重点施策】

・女性人材バンクを設置・活用し、審議会・委員会等への女性の登用促進を図ります。

■自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進

・管理職・役員等への女性の登用促進に向けて、周知・啓発を行います。

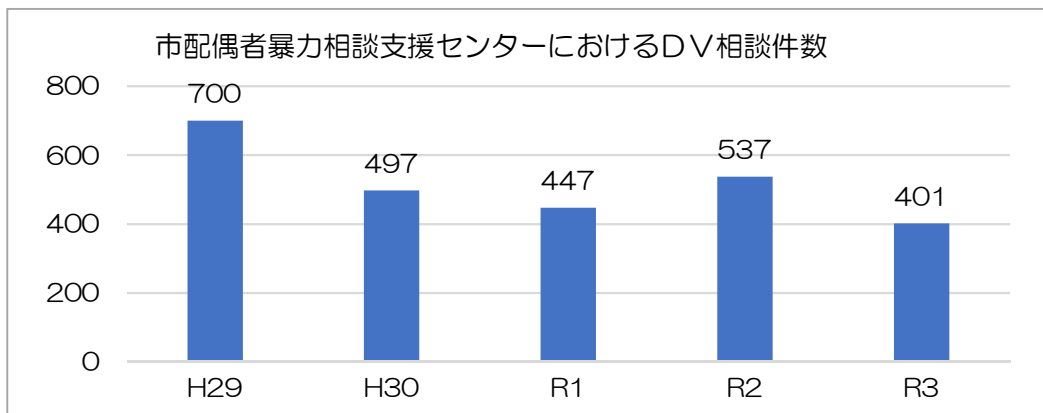


一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

「一人ひとりの人権が尊重された社会づくり」に向けては、すべての人が個人としての人権を尊重し、互いの身体的特性を理解し合いながら、安心して暮らせる社会を目指すことが大切です。

このため、DVの未然防止に向けた若年層からの意識啓発や、DV被害者一人ひとりの状況に応じた相談支援などに関係機関・団体等と連携を強化するとともに、被害者や加害者にならないための啓発に取り組むほか、さまざまな困難を抱える女性に対し、市民に身近な地域で活動するNPO等と連携した、きめ細かな相談支援に取り組むなど、地域における支え合いによる支援を強化します。

また、一人ひとりが多様な性や互いの身体的特性を十分に理解し合い、自分らしく生きていくことができるよう、多様な性や健康に関する正しい知識や情報を提供し、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえ、性差やライフステージに応じた理解促進と健康支援に取り組めます。



本市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、令和3年度は4年前と比較し大きく減少しています。



出典) 宇都宮市配偶者暴力相談支援センター調べ

具体的な推進事業

施策の方向6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実 【重点施策】

- ・DVの未然防止対策、相談体制の充実、被害者の安全確保、被害者とその子どもへの支援の充実など、総合的・一体的なDV対策を推進します。

女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

- ・性暴力、ストーカー被害等の女性に対する暴力被害の未然防止啓発に取り組めます。

施策の方向7 困難を抱える女性への支援

不安や困難を抱える女性への支援 【重点施策】

- ・支援が十分に行き届いていない女性に対し、「つながりサポート女性支援事業」等により相談体制の強化を図ります。

施策の方向8 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援

多様な性についての理解促進 【重点施策】

- ・企業における「多様な性」に関する理解促進を図り、性別に関わりなく誰もが働きやすい職場環境整備のための取組を推進するため、セミナー等を実施します。

性についての教育・学習機会の充実

- ・「性教育サポート事業」の実施など、若者への性教育を実施します。

性差に応じた生涯にわたる健康支援

- ・リプロダクティブ・ヘルス・ライツの観点を持ち、男女がともに身体的特性について理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、健康講座や周知啓発を実施します。

計画を推進するために

① 市民・事業者・関係団体等との協働

市民、事業者、男女共同参画推進団体等の主体的な取組を支援するとともに、それぞれと連携・協働しながら施策・事業に取り組みます。

② 男女共同参画推進センター「アコール」を中核とした男女共同参画の推進

男女共同参画の推進拠点として、以下の4つの機能のもと、関係機関・団体等と連携し、各種事業を行います。

- ① **学習・研修** 講座や講演会、研修会を開催します。
- ② **相談支援** 男女共同参画に関する相談・指導を行います。
- ③ **交流・市民活動支援** 市民、事業者、民間団体等の支援や人材育成に取り組み、各主体の交流を促進します。
- ④ **情報収集・提供** 男女共同参画に関する情報の収集・提供、学習活動支援等を行います。

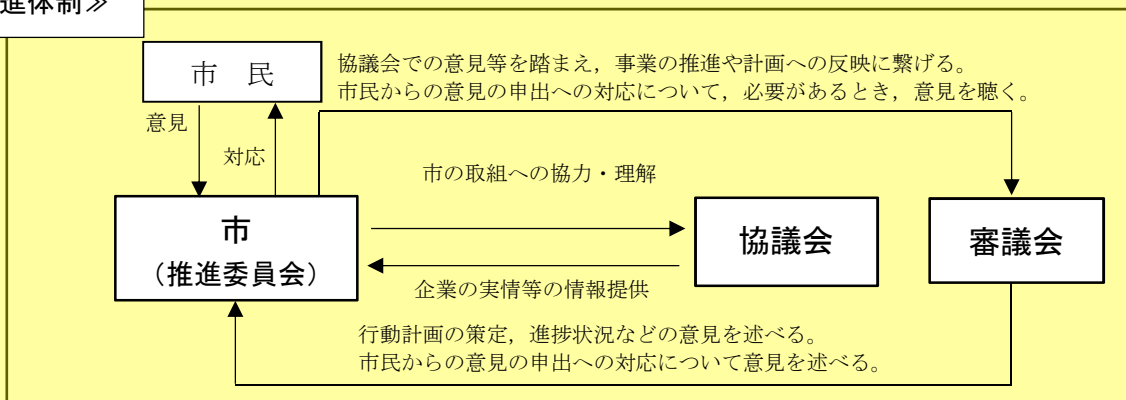
平成29年度、市民により親しまれるセンターを目指し、「アコール」という愛称が名付けられました。フランス語で「和音」を意味し、一人ひとりの多様な個性が寄り添い、重なり合って、相乗効果をもたらしながら、新たなハーモニーを醸成していくイメージを、男女共同参画社会に向けた思いにつなげたものです。



③ 庁内外の総合的な推進体制

- (1) 庁内関係部署から成る「宇都宮市男女共同参画推進委員会」
行動計画の策定、その他男女共同参画に関する施策等について検討します。
- (2) 外部有識者から成る「宇都宮市男女共同参画審議会」
行動計画の策定、進捗状況などの男女共同参画の推進に関する事項に対し、意見を聴取します。
- (3) 行政、関係機関・団体等から成る「みやシャイン女性活躍推進協議会」
本市における女性活躍推進に関する取組を効果的かつ円滑に推進していくため、地域の実情を踏まえた女性活躍の取組について協議を行います。

◀ 推進体制 ▶



④ 計画の進行管理を行い、毎年、公表

「宇都宮市男女共同参画推進条例」第15条に基づき、毎年、年次報告書を作成し、行動計画の進捗状況を公表します。

⑤ 男女共同参画の更なる推進に向けて、調査研究を実施

男女共同参画を取り巻く課題を的確に捉え、新たな施策に取り組むためにも、国際社会や国・県の動向などに留意・協調しつつ、男女共同参画に関する調査・研究に取り組みます。

計画の体系

●印は重点施策

★印は女性活躍推進法対応

☆印はDV防止法対応

基本目標

施策の方向

施策

基本目標Ⅰ 男女共同参画 社会の実現に 向けた意識の 浸透

1 固定的性別役割分担意識の解消や慣行の見直し

世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消

活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消(●★)

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実

若年層における男女共同参画の教育の推進

男女共同参画の学習機会の充実

男女共同参画についての広報・啓発活動

基本目標Ⅱ さまざまな 分野における 男女共同参画 の推進

3 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

女性の活躍に向けた人材育成・就労支援(●★)

仕事と子育てや介護等との両立支援(★)

働きやすい職場環境整備に向けた支援(★)

男性の家庭参画の促進(●★)

4 地域・社会における男女共同参画の推進

女性のチャレンジへの支援(★)

地域における男女共同参画の推進(●)

5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

市の政策・方針決定過程における女性の登用促進(●★)

自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進(★)

基本目標Ⅲ 一人ひとりの 人権が尊重 された社会 づくり

6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実(●☆)

女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

7 困難を抱える女性への支援

不安や困難を抱える女性への支援(●)

8 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援

多様な性についての理解促進(●)

性についての教育・学習機会の充実

性差に応じた生涯にわたる健康支援

「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」成果指標一覧

「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」を着実に推進し、計画の進捗度合を図るため、基本目標ごとに成果指標を設け、目標値の達成を目指します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

成果指標	R3 (基準値)	R9 (目標値)
1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合（賛成又はどちらかと言えば賛成の割合）	21.8%	12%
2 社会全体における男女の地位が平等であると感じている市民の割合	13.1%	25%

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

成果指標	R3 (基準値)	R9 (目標値)
3 女性の就業率（25～44歳まで）	61.4% 令和2年	67%
4 民間企業の管理職に占める女性の割合（課長相当職）	10.0%	20%
5 男性の育児休業取得率	参考値 24.9%	38%
6 ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組み、効果が出ていると感じている事業所の割合	23.1%	46%
7 社会活動に参加する市民の割合※	36.6%	46%
8 審議会等委員に占める女性の割合	26.5%	40%

※1 PTA、生涯学習、スポーツ、NPO、ボランティア活動など

基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

成果指標	R3 (基準値)	R9 (目標値)
9 この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合	2.2%	0% に近づける
10 女性に対する暴力や様々な悩みなどの相談窓口を知っている市民の割合※	参考値 48.4%	78%
11 この1年間に配偶者から暴力を受けたときに相談した女性の割合	32.7%	45%
12 つながりサポート女性支援事業において連携したNPO等の数	56団体	90団体
13 LGBTQの言葉も内容も知っている市民の割合	66.5%	90%

※ 市女性相談所・配偶者暴力相談支援センターのほか、県・国等の相談機関の窓口

◆第2部「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」の取組状況

【基本目標1】男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

施策の方向1 固定的性別役割分担意識の解消や慣行の見直し

<施策1 世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消の取組状況>

No.	事業の名称
1	男女共同参画推進センターによる啓発講座等の実施
2	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施

- ・ G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合で高まった機運を絶やさぬよう、広く市民を対象に「男女共同参画推進フォーラム」を開催し、一般参加に加え、企業・地域の代表者など337人の参加があったところであり、固定的性別役割分担意識の解消と男女共同参画を実践・行動につなげるための意識醸成に取り組んだ。
- ・ 男女共同参画推進センターによる啓発講座等の実施（No.1）において、子育て世代やシニア世代などを対象とした啓発講座を開催したほか、生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施（No.2）において、子育て世代やシニア世代を対象に、アンコンシャス・バイアスや幅広い年代を対象とした性に関する知識を学ぶ講座等を実施するなど、各世代に向けた意識啓発に取り組んだ。

<施策2 活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消の取組状況> **重点施策**

No.	事業の名称
3	企業における男女共同参画に向けた理解促進
4	地域活動における女性参画に向けた意識醸成
5	親学出前講座の充実
6	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施
7	本市職員への人権研修、ハラスメント防止研修の実施
8	課長級マネジメント（基礎・実践編）研修の実施

- ・ 企業経営者を対象とした、女性活躍や男性育児休業取得を促進するセミナーの開催や啓発パンフレットの作成・配布（No.3）を重点的に行い、働く場における固定的役割分担意識の解消に向け積極的に取り組んだ。
- ・ また、地域活動への女性の参画を促進する講座を開催（No.4）するとともに、新任保育士を対象にジェンダーに配慮した保育に関する研修（No.6）などにより、地域、家庭における意識啓発に取り組んだ。

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実

<施策3 若年層における男女共同参画の教育の推進の取組状況>

No.	事業の名称
9	小・中・高・大学生等への出前講座の実施
10	小・中学生への男女共同参画の啓発
11	小・中学校における人権教育の推進
12	小・中学生へのキャリア教育の実施
13	女子へのキャリア教育支援

- ・ 小学校において、小学5年生向け男女共同参画教育参考資料「かがやき」の作成・配布（No. 10）、中学校・高校・大学においては、デートDV出前講座の実施（No.9）など、各発達段階に応じた啓発を実施した。
- ・ 将来、一人ひとりが希望する職業を選択することにつながるキャリア形成支援として、中学2年生を対象とした社会体験学習（宮っ子チャレンジウイーク）の実施（No.12）や、未就学児を対象とした科学実験教室の開催、市内大学と連携した女子中高生の理系進路選択支援のイベント（No.13）などを実施した。

< 施策4 男女共同参画の学習機会の充実の取組状況 >

No.	事業の名称
14	男女共同参画推進センターによる啓発講座等の実施（再掲）
15	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施（再掲）
16	ママパパ学級の実施
17	市民企画講座の実施

- ・ 生涯学習センターや図書館、人材かがやきセンターと連携し世代に応じたテーマで講座を開催（No.15）したほか、夫婦で協力した子育てを支援する「ママパパ学級」の開催（No.16）など、さまざまな機会を捉えて講座等を開催した。
- ・ また、男女共同参画推進団体と協働で市民企画講座を実施する（No.17）など団体活動の活性化にも取り組んだ。

< 施策5 男女共同参画についての広報・啓発活動の取組状況 >

No.	事業の名称
18	市民への広報・啓発の実施
19	本市職員への啓発の実施
20	男女共同参画表現ガイドラインの周知
21	男女共同参画情報誌「ぱーとなーしっぷ」の発行
22	親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の発行

- ・ 10月の男女共同参画推進月間に合わせて市広報紙で特集記事を掲載したほか、FacebookなどのSNSによる情報発信（No.18）、男女共同参画情報誌「ぱーとなーしっぷ」や「男女共同参画推進フォーラム」報告リーフレットの作成・配布（No.21）などを通して、男女共同参画についての市民意識の高揚に取り組んだ。
- ・ 職員に対しては、男女共同参画ニュースや本市審議会等に占める女性委員の登用状況を庁内に発信する（No.19）などし、意識醸成に取り組んだ。

【参考】成果指標の現状値

成果指標	把握方法	R3 (基準値)	R5	R9 (目標値)
1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合（賛成又はどちらかと言えば賛成の割合）	「市政に関する世論調査」（毎年）	21.8%	21.2%	12%
2 社会全体における男女の地位が平等であると感じている市民の割合	「男女共同参画に関する市民意識調査」（5年ごと）	13.1%	—	25%

【基本目標Ⅰ】男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透のまとめ

あらゆる世代や活動の場において、固定的性別役割分担意識の解消に向けて、一人ひとりが正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を持ちながら、行動する社会を目指し5施策22事業を実施した。

1 令和5年度の実施状況

- ・ 固定的性別役割分担意識の解消や慣行の見直しに向けては、令和5年6月に開催された「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」で高まった機運を絶やさぬよう、広く市民を対象とした「男女共同参画推進フォーラム」の開催や市広報紙やSNSを活用した積極的な情報発信に加え、生涯学習センターや図書館等とも連携した各世代向けの啓発や、さまざまな活動の場に応じた各種セミナー等を実施した。
- ・ 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実に向けては、特に企業に対して、経営者を対象とした女性活躍や男性育児休業取得を促進するセミナーの開催や啓発パンフレットの作成・配布に重点的に取り組み、働く場における固定的役割分担意識の解消に積極的に取り組んだ。

2 課題と今後の取組の方向性

意識啓発に積極的に取り組み、令和5年度「市政に関する世論調査」において「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合は、基準値である令和3年度から減少したが、微減にとどまっていることから、令和9年度の目標達成に向けて、更なる周知啓発に取り組んでいく必要がある。

⇒ 引き続き、各種媒体を活用した情報発信や関係機関と連携した啓発に取り組むとともに、業種別団体や工業団地を対象とした企業向け出前セミナーの実施や、地域における女性活躍に関する取組事例集の作成、小学生向け男女共同参画教育参考資料「かがやき」の改定など、活動の場に応じた新たな取組を行っていく。

【基本目標Ⅱ】さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

< 施策6 女性の活躍に向けた人材育成・就労支援の取組状況 > **重点施策**

No.	事業の名称
23	女性のキャリアアップ講座等の実施
24	中小企業における女性活躍促進事業
25	中小企業における一般事業主行動計画策定支援
26	女性のデジタルスキル習得・就労支援事業
27	移住定住の促進

- ・ 企業経営者を対象とした女性活躍や男性育児休業取得促進に関するセミナーの開催、啓発パンフレットの作成・配布（No.24）に加え、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定のための社会保険労務士の派遣を実施（No.25）し、性別に関わらず誰もが活躍できる職場環境づくりの支援に重点的に取り組んだ。
- ・ 女性のキャリア意識醸成のためのセミナー開催や育児や介護等で時間や場所に制約のある女性がテレワークなど柔軟な働き方で就労できるよう、デジタルスキルの習得から就労までを一貫して支援する「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」（No.26）を令和5年度から新たに実施し、女性の活躍に向けた人材育成と就労支援に積極的に取り組み、希望する9名全員の就労につながった。

< 施策7 仕事と子育てや介護等との両立支援の取組状況 >

No.	事業の名称
28	一時預かり事業
29	教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保
30	延長保育事業
31	病児保育事業
32	発達支援児保育の推進
33	送迎保育ステーション事業
34	宮っこ子育てアプリ
35	ファミリーサポートセンター事業
36	宮っこステーション事業
37	仕事と育児・介護等との両立に向けた意識啓発等の実施
38	仕事と子育て家庭のインターンシップ事業
39	結婚活動支援事業
40	介護保険事業
41	家族介護教室の実施

- ・ 子育て・介護の各種支援策の一層の充実や「宇都宮市役所イクボス宣言」の周知による、企業等における仕事と育児の両立に向けた意識啓発に取り組んだ。
- ・ また、大学生等を対象に「仕事と子育て家庭のインターンシップ事業」（No.38）を実施し、キャリア形成講座の開催や両立支援に積極的に取り組む企業経営者との交流会やオンラインによる仕事と家庭を両立している労働者の様子を学ぶことを通して、就職前の早い段階からの仕事と家庭の両立に向けた意識醸成に取り組み、参加者数が281名と前年度から約3.6倍に増加した。

< 施策 8 働きやすい職場環境整備に向けた支援の取組状況 >

No.	事業の名称
4 2	男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）の実施
4 3	事業所における従業員の健康づくりの促進
4 4	勤労者向けのワーク・ライフ・バランスの意識啓発の実施
4 5	ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布
4 6	労働環境啓発ウェブサイトの作成・周知
4 7	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証
4 8	中小企業における女性活躍促進及び一般事業主行動計画策定支援（再掲）
4 9	多様で柔軟な働き方の推進
5 0	労働相談の実施
5 1	I C T利活用の促進
5 2	オフィス企業立地支援補助金

男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」の実施や、その優れた取組を市内事業者に波及するための周知（No.4 2）、商工会議所等のメールマガジンを活用した「ワーク・ライフ・バランス実践企業向けガイドブック」の配信（No.4 5）、さらには女性の就職先希望が多いオフィス系企業の誘致（No.5 2）による女性の雇用創出など、企業における働きやすい職場環境づくりの促進に取り組み、「きらり大賞」については、受賞企業数は過去最高の11社となった。

< 施策 9 男性の家庭参画の促進の取組状況 > **重点施策**

No.	事業の名称
5 3	男性の家庭参画促進
5 4	企業における男性の育児休業取得促進事業
5 5	ママパパ学級の実施（再掲）

企業経営者を対象としたセミナーの開催や啓発パンフレットの作成・配布、男性従業員向け講座を開催（No.5 3）し、男性の育児休業取得促進や家庭参画意識の醸成に積極的に取り組んだ。

施策の方向 4 地域・社会における男女共同参画の推進

< 施策 10 女性のチャレンジへの支援の取組状況 >

No.	事業の名称
5 6	起業講座の実施や創業相談支援等の情報提供
5 7	就職マッチング事業
5 8	自立支援給付金事業
5 9	学び直しの支援
6 0	移住定住の促進（再掲）

女性の起業・副業を支援する講座の開催や創業相談支援（No.5 6）、ハローワークと共催による「求人企業合同説明会」の実施（No.5 7）のほか、企業や大学等と連携した様々な学習情報の発信（No.5 9）など、意欲のある女性の就業や起業等の支援に取り組んだ。

< 施策 11 地域における男女共同参画の推進の取組状況 > **重点施策**

No.	事業の名称
6 1	市民企画講座の実施（再掲）
6 2	地域における女性リーダー育成
6 3	防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進
6 4	まちづくり活動応援事業
6 5	親学出前講座の充実（再掲）
6 6	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施（再掲）
6 7	栃木県男女共同参画地域推進員との協働
6 8	女性や女性団体の活躍に向けた支援
6 9	家族経営協定締結促進事業

「地域における女性の参画推進セミナー」の開催（No.6 2）や栃木県男女共同参画地域推進員と連携しながら講座等の事業周知を実施（No.6 7）し、地域や団体等で活躍する女性リーダーとしての意識醸成を図った。また、自治会向け「魅力ある自治会づくり支援事業補助金」の対象に、「女性活躍促進」に係るメニューを令和5年度から新たに追加し、地域における女性活躍の支援に積極的に取り組んだ（No.6 8）。

施策の方向 5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

< 施策 12 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進の取組状況 > **重点施策**

No.	事業の名称
7 0	審議会・委員会等への女性登用促進
7 1	女性人材バンクの設置・活用
7 2	本市職員へのキャリアアップ研修の実施

- 本市審議会等に占める女性委員の登用状況の庁内への発信、審議会等の新設や委員改選の際に所管課へ個別に働きかけを行う（No.7 0）など、職員の意識醸成に取り組んだほか、女性登用促進の更なる加速化に向け、庁内における「男女共同参画推進リーダー」を設置するとともに、様々な分野の女性の専門家等をリストにした「女性人材バンク」の設置（No.7 1）に向け検討を行った。
- 本市職員に対しては、女性職員のキャリアアップ研修や人事評価・人材育成能力向上研修を実施し、女性のキャリア支援に取り組んだ。（No.7 2）

< 施策 13 自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進の取組状況 >

No.	事業の名称
7 3	管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発

企業経営者を対象とした、女性活躍や男性育児休業取得を促進するセミナーの開催や啓発パンフレットの作成・配布など、広く周知に取り組んだ。（No.7 3）

【参考】成果指標の現状値

成果指標	把握方法	R3 (基準値)	R5	R9 (目標値)
3 女性の就業率 (25～44 歳まで)	国勢調査 (5年ごと)	61.4% 令和2年	—	67%
4 民間企業の管理職に占める女性の割合 (課長相当職)	男女共同参画に関する事業所意識調査 (5年ごと)	10.0%	—	20%
5 男性の育児休業取得率		参考値 24.9%	—	38%
6 ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組み、効果が出ていると感じている事業所の割合		23.1%	—	46%
7 社会活動に参加する市民の割合※	市政に関する世論調査 (毎年)	36.6%	42.3%	46%
8 審議会等委員に占める女性の割合	庁内照会 (毎年)	26.5%	26.0%	40%

※ P T A, 生涯学習, スポーツ, N P O, ボランティア活動など

【基本目標Ⅱ】さまざまな分野における男女共同参画の推進のまとめ

誰もが、自らの希望に沿って、仕事や家庭生活、地域活動などさまざまな分野に参画し、個々の能力を発揮しながら活躍する社会を目指し、8施策51事業を実施した。

1 令和5年度の実施状況

- ・ 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進に向けては、セミナー等の開催や社会保険労務士の派遣による女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定支援などにより、中小企業における女性活躍や職場環境改善に取り組んだことに加え、女性デジタル人材の育成や女性の起業・副業の支援など女性の経済的自立に向けた支援に積極的に取り組むとともに、男性の家庭参画意識醸成に向けた従業員向け講座の開催や、宇都宮市役所において「宇都宮市役所イクボス宣言」を行い、その周知による市内事業者への波及を目指すなど、男性の家庭参画の促進も重点的に取り組んだ。
- ・ 地域・社会における男女共同参画の推進に向けては、セミナーの開催による女性リーダーの育成や自治会への補助メニューの拡充など、地域における女性活躍の支援に取り組んだ。
- ・ 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進に向けては、本市審議会等に占める女性委員の登用状況の庁内への発信、審議会等の新設や委員改選の際に所管課へ個別に働きかけを行うなど、職員の意識醸成に取り組んだ。

2 課題と今後の取組の方向性

- ・ 地域における女性活躍の支援に取り組み、令和5年度「市政に関する世論調査」において、「社会活動に参加する市民の割合」が、基準値である令和3年度の36.6%から42.3%に大きく増加したが、基準値である令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う活動制限の影響もあったと考えられる。今後も令和9年度の目標達成に向け、継続した取組が必要である。
- ・ また、本市の「審議会等委員に占める女性の割合」が、基準値である令和3年度の26.5%と比較し、令和5年度においては26.0%と0.5ポイント減少しており、令和9年度の目標達成に向け、取組を一層強化する必要がある。
 - ⇒・ 地域・社会における男女共同参画の推進については、引き続き「地域における女性の参画推進セミナー」を開催するとともに、地域における女性活躍に関する取組事例集を作成し、地域における女性活躍の支援に取り組んで行く。
 - ・ 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進については、令和6年度から全部局に「男女共同参画推進リーダー」を設置し、審議会等における女性の登用を強力に推進するとともに、改選時期を迎える審議会等の所管課への個別ヒアリングの実施や、様々な分野の女性の専門家等をリストにした「女性人材バンク」を設置・活用することにより、女性の登用を促進していく。

【基本目標Ⅲ】一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

施策の方向6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

<施策14 配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実の取組状況>

重点施策

No.	事業の名称
74	DVの防止・理解促進に向けた啓発の充実
75	若年層からの意識啓発の充実
76	相談窓口の周知の強化
77	配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実
78	一時保護における関係機関との連携
79	保護命令制度の利用
80	被害者の自立に向けた各種生活支援の充実
81	被害者の心のケアの充実
82	被害者の子どもへの支援の充実
83	民間支援団体との連携による自立支援事業の充実
84	宮っこの居場所づくり事業
85	関係部署・関係機関等との連携強化

- ・ 専門家からDVの知識や被害者への対応について学ぶ「DV防止啓発出前講座」の実施（No.74）や、中・高・大学等において、DVの未然防止につなげるための「デートDV出前講座」を実施（No.75）し、若年層からの意識啓発に取り組んだ。
- ・ DVの相談窓口である配偶者暴力相談支援センターについて、広報紙等での周知に加え、「つながりサポート女性支援事業」における出張相談会や出前講座など様々な機会を捉え広く周知した。（No.76）
- ・ 一時保護など緊急時における関係機関との連携（No.78）や、保護命令制度の利用（No.79）により、被害者の安全確保に取り組むとともに、被害者が行政手続き等を行う際の同行支援や、被害者と子どもの心身の健康回復に向け、民間団体と連携し、自立支援事業の実施に取り組んだ。（No.80, 81, 82, 83）
- ・ 「DV防止庁内連絡調整会議」や関係機関で構成する「虐待・DV対策連携会議」などを通して、庁内外との情報共有、意見交換など連携強化に取り組んだ。（No.85）

<施策15 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止の取組状況>

No.	事業の名称
86	セクハラ等被害防止啓発の実施
87	性暴力・性的被害等の未然防止
88	ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発
89	青少年の性的被害未然防止の啓発
90	SNSを通じた被害等の未然防止

「JKビジネス」等に関する被害防止に向けた広報紙への掲載や市有施設へのポスター掲示、保護者や青少年巡回指導員へのチラシ配布などによる啓発のほか、とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」の周知、SNSを通じた被害の未然防止のためのスマホ・ケータイ安全教室の実施など、若者や保護者へ周知と意識醸成に取り組んだ。（No.87, 89, 90）

施策の方向7 困難を抱える女性への支援

<施策16 不安や困難を抱える女性への支援の取組状況> **重点施策**

No.	事業の名称
9 1	つながりサポート女性支援事業等による困難を抱える女性支援の強化
9 2	地域共生社会の構築に向けた重層的支援体制整備事業
9 3	宮っこの居場所づくり事業（再掲）

- 「つながりサポート女性支援事業」(No.9 1)を実施し、委託事業所内における常設相談窓口や公共施設等での出張相談会の開催に加え、9 7の連携団体と協力し、生理用品の配布などをきっかけに困難を抱える女性を相談につなげるほか、公共施設などに出向いて行うアウトリーチ型の出張相談会を実施するなど、市民に身近な地域で活動するNPO等のネットワークを活用したきめ細かな相談支援に取り組んだ。
- また、円滑で切れ目のない支援を行うため、NPO等協力団体による「連携会議」を開催し、それぞれの団体と活動状況や意見交換を行うなど、ネットワークの強化を図った。
- さらに、令和5年度から整備された重層的支援体制において、福祉の各部門と相互に情報共有・連携を行うとともに、困難事例において、連携して対応を行うなど、困難を抱える女性の支援を強化することができた。(No.9 2)

施策の方向8 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援

<施策17 多様な性についての理解促進の取組状況> **重点施策**

No.	事業の名称
9 4	LGBTQに関する理解促進
9 5	「性的マイノリティ」とされる児童生徒への対応
9 6	企業における多様な性の理解促進事業
9 7	とちぎパートナーシップ宣誓制度の活用

- 人権週間におけるパネル展示等の啓発や市内図書館における啓発コーナーの設置などに取り組んだ(No.9 4)ほか、小学校においては多様な性についてのリーフレットを男女共同参画教育参考資料「かがやき」とともに配布、中学校においては、啓発カードを配布した。(No.9 5)
- また、学校を卒業した後の働く場における理解促進を図るため、企業経営者を対象とした「多様な性」への理解を促進するセミナーの開催や啓発パンフレットの作成・配布(No.9 6)など、社会全体での更なる理解促進に取り組んだ。

<施策18 性についての教育・学習機会の充実の取組状況>

No.	事業の名称
9 8	性教育サポート事業
9 9	エイズ予防啓発普及活動の実施
1 0 0	性といのちの健康教育の実施
1 0 1	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施（再掲）

幼児期においては、新任保育士を対象にジェンダーに配慮した保育に関する研修を実施(No.1 0 1)したほか、思春期の若者に対しては、市立全中学校の3年生を対象に産婦人科医による講話等を行う「性教育サポート事業」の実施(No.9 8)や中学校への性と健康に関する出前講座の実施(No.1 0 0)、さらには、中・高・専門学校におけるエイズ予防に関する出前講座(No.9 9)など、子どもの発達段階を踏まえた理解促進に取り組んだ。

< 施策 19 性差に応じた生涯にわたる健康支援の取組状況 >

No.	事業の名称
102	性差に応じた健康についての理解促進
103	がん検診の実施
104	女性の健康力アップ事業
105	妊産婦健康診査の実施
106	不妊に悩む人への支援
107	こころの健康づくり対策
108	産後ケア事業等の実施

「女性の健康力アップ事業」の実施（No.104）や男女共同参画情報誌「ぱーとなーしゅぷ」における女性特有の健康課題についての特集掲載（No.102）、妊産婦への各種健康支援（No.105, 106, 108）など、性と健康を守る自己決定能力を高めるとともに、性と健康に関する正しい知識や情報の提供に取り組んだ。

【参考】成果指標の現状値

成果指標	把握方法	R3 (基準値)	R5	R9 (目標値)
9 この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合	「市政に関する世論調査」(毎年)	2.2%	3.9%	0% に近づける
10 女性に対する暴力や様々な悩みなどの相談窓口を知っている市民の割合※	「男女共同参画に関する市民意識調査」(5年ごと)	参考値 48.4%	—	78%
11 この1年間に配偶者から暴力を受けたときに相談した女性の割合		32.7%	—	45%
12 つながりサポート女性支援事業において連携したNPO等の数	随時	56 団体	97 団体	90 団体
13 LGBTQの言葉も内容も知っている市民の割合	「市政に関する世論調査」(毎年)	66.5%	54.2%	90%

※ 市女性相談所・配偶者暴力相談支援センターのほか、県・国等の相談機関の窓口

【基本目標Ⅲ】一人ひとりの人権が尊重された社会づくりのまとめ

すべての人が個人としての人権を尊重し、互いの身体的性差を理解し合いながら、安心して暮らせる社会を目指し、6施策35事業を実施した。

1 令和5年度を取組状況

- ・ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶に向けては、DVや性暴力等の未然防止のための意識啓発や、相談、一時保護の支援、自立支援事業に取り組むとともに、「虐待・DV対策連携会議」等を通して庁内外との連携強化に取り組んだ。
- ・ 困難を抱える女性への支援に向けては、「つながりサポート女性支援事業」において、委託事業者内の常設相談窓口や97の市民に身近な地域で活動する連携団体と協力し、生理用品の配布などをきっかけに困難を抱える女性の相談・支援を行った。
- ・ 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援に向けては、「多様な性」の理解促進に向け、市民向けや小中学校における周知啓発に取り組んだことに加え、セミナー等の開催やパンフレットの作成・配布により、特に学校を卒業した後の働く場における理解促進に取り組んだ。また、性と健康に関する正しい知識や情報を様々な媒体を活用し周知するなど、人権の尊重と身体的性差の理解促進に取り組んだ。

2 課題と今後の取組の方向性

- ・ DVや性暴力等の未然防止のための意識啓発等に取り組んできたが、令和5年度「市政に関する世論調査」において「この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合」が増加している。この背景には、精神的DV等の認知度が高まったことなどが考えられることから、これまで以上にDV被害者が早期に相談できるよう、更なる相談窓口の周知に取り組んで行く必要がある。また、DVなど複雑・複合化した問題を抱える女性への支援体制を構築していく必要がある。
- ・ 「つながりサポート女性支援事業」に積極的に取り組み、「連携したNPO等の数」は目標値を超えたが、令和6年4月に施行された困難女性支援法を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対する包括的な支援に、関係機関との連携を一層強化し取り組んでいく必要がある。
- ・ 令和5年度「市政に関する世論調査」において、「LGBTQの言葉も内容も知っている市民の割合」が基準値である令和3年度から大幅に減少したところであるが、これは「Q」を新たに追加したことが背景にあると推察されることから、より正しい知識の提供に取り組む必要がある。
⇒ DV被害者等が早期に相談できるよう、「つながりサポート女性支援事業」による相談窓口の強化に加え、令和6年度に新たに関係機関による「支援調整会議」を立ち上げるとともに、「DV対策関係機関ネットワーク会議」を改正DV防止法の法定協議会へ位置付け、連携体制を強化するなど、困難を抱える女性への包括的な支援を強化するための体制を構築する。また、多様な性についての理解促進については、これまでの取組に加え、「多様な性」に関するデジタル版啓発パンフレットを作成し、経済団体のメールマガジンやSNSを活用し、より広く情報が届くよう情報発信に取り組む。

◆計画全体のまとめ

○ 令和5年度の実況

多様な価値観が尊重され、人と人とのつながりを大切にし、誰もが活躍できる社会を目指し、19施策108事業に着実に取り組んだ。

○ 課題と今後の取組の方向性

- ・ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透については、固定的役割分担意識の解消に向け更なる意識啓発に取り組んで行く必要がある。
 - ⇒ 引き続き、各種媒体を活用した情報発信や関係機関と連携した啓発に取り組むとともに、業種別団体や工業団地を対象とした企業向け出前セミナーの実施や、地域における女性活躍に関する取組事例集の作成、小学生向け男女共同参画教育参考資料「かがやき」の改定など、活動の場に応じた新たな取組を行っていく。
- ・ さまざまな分野における男女共同参画の推進については、本市の「審議会等委員に占める女性の割合」が減少しており、令和9年度目標値40%の達成に向け、取組を一層強化する必要がある。
 - ⇒ 政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、令和6年度から全部局に「男女共同参画推進リーダー」を設置し、審議会等における女性の登用を強力に推進する。併せて、改選時期を迎える審議会等の所管課への個別ヒアリングの実施や、様々な分野の女性の専門家等をリストにした「女性人材バンク」を設置・活用により、女性の登用を促進していく。
- ・ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくりについては、「この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合」が増加していることや、令和6年4月に施行された困難女性支援法を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対する包括的な支援に取り組んでいく必要がある。
 - ⇒ DV被害者等が早期に相談できるよう、「つながりサポート女性支援事業」による相談窓口の強化に加え、令和6年度に新たに関係機関による「支援調整会議」を立ち上げるとともに、「DV対策関係機関ネットワーク会議」を改正DV防止法の法定協議会へ位置付け、連携体制を強化するなど、困難を抱える女性への包括的な支援を強化するための体制を構築する。

◆ 参考資料

○宇都宮市男女共同参画推進条例

平成15年6月27日

条例第29号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をはじめとした国際的な取組と連動して進められ、男女共同参画社会基本法などの法律や制度が整備されてきた。

宇都宮市においては、国内外の動向を考慮しつつ、本市の実情に応じた男女共同参画に関する様々な施策を積極的に展開してきた。

しかしながら、社会的又は文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる考え方が依然として存在し、多くの市民が社会における男女間の不平等を感じている状況があり、さらに、配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題が未だに残されている。

このような状況の中、少子高齢社会の到来、国際化及び高度情報化の急速な進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応し、誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる豊かで活力に満ちた宇都宮市を築いていくためには、男女が、その違いを画一的に否定することなく、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が緊要である。

ここに、宇都宮市は、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題と位置付け、次世代を担う子どもたちに夢と誇りをもって引き継げる都市を築くため、市民、事業者、市が相互に協力し、及び連携し、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市民、事業者、市等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条各号に規定する事項（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会のあらゆる分野において、それぞれが相互に協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定する責務を有する。

2 市は、前項の施策について、市民及び事業者と相互に協力し、及び連携し、一体となって実施する責務を有する。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他の教育に携わる者（以下「教育関係者」という。）は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるような必要な措置を講ずるとともに、宇都宮市男女共同参画審議会（第23条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(意識の啓発)

第9条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域等における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活動の支援)

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(体制の整備等)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者又は民間団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、拠点となる施設の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(施策に関する意見の申出への対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、市における政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置（以下「積極的改善措置」という。）を講ずるよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、

これを公表するものとする。

(調査研究)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

第3章 各分野での取組等

(家庭での取組等)

第17条 家族を構成する者は、相互の理解の下に、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(職場での取組等)

第18条 事業者は、事業活動において男女が対等に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女が、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 市は、第1項の規定に基づき機会の確保が図られ、及び前項の規定に基づき職場環境の整備が促進されるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、必要があると認めるときは、事業者に対して、男女共同参画の推進に関する広報及び男女共同参画の状況等の把握について協力を求めるものとする。

(教育分野での取組等)

第19条 教育関係者は、自ら男女共同参画の推進について研さんし、男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動を通じて、その教育を受ける者の男女共同参画の推進についての関心及び理解が増進するよう努めるものとする。

2 市は、前項の男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域での取組等)

第20条 地域住民の組織である公共的団体の構成員は、自主的な啓発活動を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市は、前項の構成員と連携を図りながら、同項の自主的な啓発活動の実施に協力するよう努めるものとする。

第4章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第21条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラス

メント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

- 3 何人も、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

（性別による権利侵害等に関する相談への対応）

第22条 市長は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。

第5章 宇都宮市男女共同参画審議会

第23条 市に、宇都宮市男女共同参画審議会を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

（1） 行動計画の策定又は変更について、第8条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき意見を述べること。

（2） 意見の申出への対応について、第13条第2項の規定に基づき意見を述べること。

（3） 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進について必要な事項を調査審議すること。

- 3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 4 審議会の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- 5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 委任

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

○宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則

平成15年6月27日

規則第47号

改正 平成24年3月第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市男女共同参画推進条例（平成15年条例第29号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申出者及び相談者)

第2条 条例第13条第1項の意見の申出（以下「申出」という。）及び条例第22条の相談を行うことができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(申出及び対応の通知)

第3条 申出は、次に掲げる事項を記載した意見申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 申出を行うものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）並びに電話番号
- (2) 申出の理由
- (3) 申出の概要
- (4) 他の機関への相談等の状況
- (5) 申出の年月日

2 市長は、申出への対応を決定したときは、その内容を申出対応通知書により当該申出を行ったものに通知するものとする。

(委員)

第4条 宇都宮市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を

妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民まちづくり部男女共同参画課において処理する。

(平24規則11・一部改正)

(審議会の運営)

第10条 前6条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(様式)

第11条 この規則に規定する意見申出書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。